

教育実習の手引き

—幼稚園—Ver.9



埼玉大学教育学部

目 次

I 教育実習とは

1. 教育実習の位置づけ	1
1.1 教員養成課程における学びの中核として	1
1.2 教師としての実践の場での学びの基点として	1
1.3 教育実習における学びの二つの意味	2
2. カリキュラムと教育実習	3
2.1 カリキュラムと教育実習	3
2.2 本学部における教育実習の履修要件	3
3. 教育実習の流れ	4
3.1 埼玉大学教育学部の教育実習	4
3.2 4年間の流れ	4
4. 参観実習について<2年次前期>	5
4.1 幼児の実態	5
4.2 環境構成（幼稚園全体と保育室内の施設・設備）	5
4.3 教師の指導・援助	5
5. 応用実習Ⅰについて<3年次>	5
5.1 教育実習を行うにあたっての留意点	5
5.2 実習生の一日の生活	6
5.3 勤務に関する留意事項	6
5.4 教育実習の内容	7
5.5 実習計画	8
5.6 教育実習の評価	8
6. 幼稚園での副免実習について	8
6.1 応用実習（幼稚園）の履修について	8
6.2 実習期間について	8
6.3 履修までの流れ	9
6.4 実習計画	9
6.5 応用実習（幼稚園）の評価	9

II 幼稚園とは

1. 幼児の発達特性と幼児理解	10
1.1 発達の原則	10
1.2 幼児の発達の特徴	10
1.3 保育の中での幼児理解	14
2. 幼稚園の位置づけ	15
2.1 幼稚園と保育所	15
2.2 幼稚園と小学校	15
3. 幼稚園教育の特質	15
3.1 幼稚園教育の基本	15
3.2 幼稚園教育における「ねらい」と「内容」	16
3.3 幼稚園教育における「教育課程」	16

III 指導計画について

1. 指導計画の作成について	18
2. 一日の生活の流れを予想した指導計画（日案）について	18
2.1 日案例 1	19
2.2 日案例 2	20

IV 参考資料

1. 関係法規	21
2. 附属学校園の紹介	24
2.1 教育学部附属幼稚園	24
2.2 教育学部附属小学校	24
2.3 教育学部附属中学校	25
2.4 教育学部附属特別支援学校	25
2.5 教育学部附属教育実践総合センター	25
2.6 応用実習 協力園	26
埼玉大学教育学部および附属施設配置図	27

I 教育実習とは

1. 教育実習の位置づけ

教育実習はみなさんが学生として、教師として、そして人間として、多くのことを学びうる濃密な時間だということができます。それは、大学4年間の教員養成課程における学びのプロセスの中核であるとともに、教師としての長いキャリアにおける実践的な学びの原点として位置づけられるものであり、一人ひとりの自己形成史における重要なターニングポイントとしての意味を持っているからです。

1.1 教員養成課程における学びの中核として

教育実習は、第一に、教員養成課程における学びの中核として位置づけることが出来ます。

実習の毎日はみなさんにとって新たな経験の連続だといえるでしょう。同じ学校教育の現実でも、教育をする立場であらためてそれを経験してみると、それまでとは違った見方が形成されてくることはいうまでもありません。しかし、そのことはこれまでみなさんが教育を受ける立場で形成してきた見方をすっかり消し去ってしまうことを意味しているわけではないはずです。むしろそこで大切なことは、教育を受ける側とする側の二つの見方が総合されてゆくことになり、その中で、学校とは、教師とは、授業とは、保育とは何なのかということに対する、みなさんの見方が奥行きをましてゆくことに意味があるからです。

そのためには、1年次の「教職入門Ⅰ」、2年次の「基礎実習」「教職入門Ⅱ」、さらに3年次の実際に教職体験をする「応用実習Ⅰ」(4週間)、および四年次の「応用実習Ⅱ」(2週間)の時間が互いに緊密に連関し合うこと、またそれが大学での実習以前の学習や実習後の学習とつながっていくことに意味があります。「基礎実習」は観察実習や模擬授業(保育)によって実際の教師の仕事への手ほどきを受ける時間であるとともに、実習以前にもすでにさまざまな場面で折にふれて行ってきた学校観や教師観や授業(保育)観の吟味をあらためて行う時間だといえます。応用実習はそれぞれのコース、専修に応じ

た学校種・園で、一部ではあるにしても勤務者として教師の仕事を体験する場となります。

また、実習の事後学習はそれが経験したことの意味の自覚と共有の時間であり、その作業は卒業研究をはじめとしてそれ以後の大学での学びの中でさらに深めていくことができるものです。

たとえば、大学入学時にはそれぞれの被教育体験に即した個々バラバラなものにしかすぎなかった教師像も、講義や演習や学生相互のコミュニケーションの中で徐々にその幅を広げてゆきます。教育実習の経験は、その教師像の再形成をさらにすすめるものになるはずです。しかし、ちょうどかつての被教育体験が個々バラバラであったように、みなさん一人ひとりの実習での教育体験もそれに固有のものだといえます。その教師像を確かなものにしてゆくためには、それらの見方を互いに共有し合う中で経験の意味を繰り下げてゆく過程が必要だといえます。

もちろん、被教育体験と教育体験、自己の体験と他者の体験、そして大学での学びと現場での体験は、簡単に総合されるものだとはいません。学ぶということの意味は、一つの経験ともう一つの経験を、一人の人間ともう一人の人間を、そして一つの場所ともう一つの場所とを、互いに結びつける接点を見いだしてゆくことにもあるでしょう。教育実習はそれらの要素がつながりあう有機的連関の中核としての意味をもっているのです。

1.2 教師としての実践の場での学びの基点として

教育実習は、第二に、教師としての長いキャリアにおける実践的な学びの基点にあたるものとして位置づけることができます。

実際の教育実習の時間は、現実の教育の問題の深さを知る上でも、そこに蓄積された知見の奥行きを捉える上でも、また、自分自身の教師としての方向性を見直す上でも、おそらく充分な長さをそなえているとはいえないでしょう。しかし、実習生が実際に現場に身を置くそのわずかな間にも、子どもや教師や学校はさまざまな出来事を繰りなしながら、た

えず動いてゆきます。そして、みなさんの判断や行動や存在自体もまた、確実にそこでの出来事を構成する重要な要素になってゆくはずです。実践の場で学ぶということは、なによりもまず、そのような現在進行中の出来事の中に身を置いて学ぶということを意味しており、みなさんがその渦中で何を体験し、どういう問題につき当たり、どんな反省（リフレクション）を行ってゆくのか、その体験と反省の在り方に教育実習における学びの質はかかっているといえます。

教師として必要な人間的な資質や専門的な力量は、実習期間のわずかなあいだに身につけることができるものでもなく、むしろそれらのほとんどはこれから実際に教師として歩む長い道のりの中で学びつづけてゆくものだといえるでしょう。だとすれば、教育実習において問われるべきは、あれこれの技術や知見の何が身についたかという以上に、その人が実践的な場の中で己の経験をたえず更新し続けてゆけるような学びのスタイルをどのように形成してゆくかということの方にあるはずです。

教師としての学びの本格的な第一歩が初任教師としての学校・園に赴任したときにはじめて記されるものだとすれば、教育実習における学びはおそらくそれに向かって半歩あゆみだすことにつぎないかもしれません。しかし、その半歩をみなさんがどのように踏み出すかということは、これからのみなさんの教師としてのライフコースの中で重要な意味を持っているのです。

1.3 教育実習における学びの二つの意味

以上のような実践的な場での学びは、子どもののかかわりと教師とののかかわりという二つののかかわりを軸にして展開されるものとして、特徴づけることができます。

(1) 子どもののかかわりの中での学び

第一に、それは子どもたちとののかかわりを軸に展開される学びだといえます。実習校・園には、一般論としての子どもや自分の中の子どものイメージではけっしてくくれない、さまざまな生活背景と個性をもった生身の子どもたちがいます。教育実習の期間は、その子どもたちが教師や友達どうしのあいだで複雑な関係をおりなす特定の世界に参加し、みな

さんが一人ひとりの子どもとのあいだに関係を形成してゆく過程だといえるでしょう。

朝の会、授業（保育）時間、休み時間、掃除の時間、放課後といったいくつもの場面で、子どもたちはさまざまな表情や行動をみせます。そこでみなさんは、一人の子どものこだわりが友だちとの関係や家庭の状況を背景としたものであることを知ったり、自分たちの子どものころでは考えられないような子どもの姿にその地域や現代社会の特質をみいだしてゆくかも知れません。ときには子どもたちの学び育つ力や成長する力の豊かさに驚き、ときには自分が大切にしたいと思うものに逆行する状況にとまどいながらも、その中に何かを見いだしてゆくかもしれません。教師としての学びを、そのような子どもたちとのコミュニケーションにつなげてゆくことが、何にもましてこれからみなさんが豊かな教育実践をつくり出してゆく上での土台になるはずです。

(2) 教師とののかかわりの中での学び

第二に、それは教師とののかかわりを軸にしながら展開する学びだといえます。教師という専門的な職業集団への参与という点では、教育実習は教師の仕事の中のほんの一部を経験するにすぎません。しかし、みなさんが経験する保育の計画・活動・反省過程という一連の営みは実践のもっとも本質的な部分だといえます。教育実習は、そのプロセスを共有する中で、他の教師たちとさまざまなかかわりをもつ時間でもあります。

教育実習においてみなさんは、保育に向けての子どもの理解や指導案の作成の仕方、保育の中での子どもへの対応の仕方とその裏側にある熟慮や判断の在り方、保育後の反省過程における問題の焦点化やそれらを乗り越える手だての発見の仕方などについて、具体的に学んでゆくことになります。実際に自分がその実践過程を経験するだけでなく、その都度の実践の局面で直面する課題や状況の中で、他の教師たちの行動や言葉からみなさんは多くのことを学んでゆくはずです。教師は決してひとりでは成長できません。みなさんが自分自身の学びをそのような実践者相互のコミュニケーションに参与し、つなげてゆくことは、教師として成長し続けてゆくために欠くことの出来ない土台になるはずです。

これまで述べてきたことは、言い換えれば、結果の良し悪しではなく、試行錯誤の学びのプロセス

自体に教育実習の価値を見いだすことだといえます。結果の「成功」とか「失敗」は、多くの場合、一面的なものにすぎません。そつなく体裁をととのえて「成功」したかに見える保育よりも、自分自身の考えに基づいて行った「失敗」のうちにこそ、むしろ豊かな学びの源泉があります。誰のものでもない自分自身の歩みを誠実に刻み、それを他者とともに謙虚にふりかえることができたなら、そのこと自体がすでに「成功」や「失敗」をはるかに超えた価値をもっているのであり、みなさんのその学びの姿こそが、教師たちにも子どもたちにも何かを伝えてゆくことになるでしょう。

2. カリキュラムと教育実習

2.1 カリキュラムと教育実習

教育実習は教員養成系学部である本学部のカリキュラムにおいて重要な位置を占めるものです。教育実習はその体験を通して、教育学部学生としての一層の自覚と将来の教職者として、これから的学生生活をどう過ごしたらよいかを考えるまたとない機会を与えてくれるものです。

本学部の教育実習のカリキュラム上の位置づけは以下のようになっています。

1年次	2年次	3年次	4年次
各専修の専門科目	教職専門科目	各専修の専門科目	各専修の専門科目
初等教科専門科目	各専修の専門科目	3年次卒業研究	4年次卒業研究
教育学概説 A・B			
教育心理学概説	教職入門Ⅱ		
教職入門Ⅰ	基礎実習	応用実習Ⅰ	応用実習Ⅱ

カリキュラムの全体を概観してみると、1、2年次では、「応用実習」へ向けて、概説や指導法、道徳・特別活動に関する授業が並んでいます。これらは実習への準備ということができるでしょう。また、教育学部における学生としてこれから何をどのような立場で研究していくべきかについての方向を与えてくれます。

「応用実習Ⅰ」を体験する3年次からは、専門科目の学習や卒業研究が入ってきます。実習の体験をふまえて、将来の自分の進路を考え、それにあった研究を深めていくことになります。さらに「応用実習Ⅱ」、実習の事後学習と続く体験の中で将来の自分の進路を考え、研究を深めています。

2.2 本学部における教育実習の履修要件

乳幼児教育専修で「応用実習Ⅰ」「応用実習Ⅱ」を履修するためには、下記の履修最低要件(幼稚園)を、履修前年度終了時までに満たさなければなりません。

【応用実習履修最低要件（幼稚園）】

- 教科専門科目（初等教科専門科目）……………4単位
- 教職専門科目……………14単位
 - ◆教職入門Ⅰ、教職入門Ⅱ（3単位）
 - ◆基礎実習（1単位）
 - ◆下記の科目の中から10単位以上
 - 教育学概説A（本質）(2)／保育内容総論(2)／
 - 教育学概説B（制度）(2)／幼児教育方法(2)／
 - 保育内容〔健康〕〔人間関係〕〔環境〕〔言葉〕〔表現〕（各2）／保育造形表現(2)／教育心理学概説(2)
- 乳幼児教育コースの専修専門科目（6単位）
 - 保育音楽実践(2)、保育造形実践(2)、
 - 保育体育実践(2)、乳幼児心理学(2)、
 - 保育表現実践(2)から
- 総単位数（「外国語科目」「基盤科目」「専門科目」の単位数の合計）……………62単位
なお、教育学部履修の手引きを熟読の上、遗漏のないようにすること。

3. 教育実習の流れ

3.1 埼玉大学教育学部の教育実習

埼玉大学教育学部では、学生が行う教育実習はすべて大学で準備をします。出身校で行なう「母校実習」などは実施していません。連絡はWEB学生システムや掲示等によって行います。学生は、大学からの指示に従い、掲示等の連絡事項を見落とさないように注意してください。一旦決定したことがらを、後から変更するのはとても難しいことです。希望調査等に当たっては、よく考えて決めてください。

3.2 4年間の流れ

教育実習履修は、次のようなプログラムとして組まれています。

【1年次】

<入学時>

◆傷害保険・責任保険に加入

*※加入していないと、実習を履修できません。

この保険は、「介護等体験」にも適用されます。

<前期又は後期>

◆「教職入門」履修

教職関連科目の履修

【2年次】

<前期>

◆「応用実習Ⅰ」の希望調査

*実習の時期（前期・後期）、実習希望地などの調査

◆「基礎実習」「教職入門Ⅱ」の履修

*「基礎実習」「教職入門Ⅱ」は、

①大学での講義

②参観実習

③少人数による指導案の作成などの演習の三つで構成されています。

参観実習では、附属幼稚園で保育を参観するとともに、附属幼稚園の先生方の指導を受けます。

<後期>

◆教育実習ガイダンス

- *「実習生調書」作成の説明を受け、調書を提出します。

この調書は、実習園に渡されるもので、実習園では、この調書を通して、どのような実習生を受け入れるのかを知ります。いわば、自己紹介の書類ですので、心を込めて丁寧に書きましょう。

◆「応用実習Ⅰ」最低履修要件の確認

- *履修要件をクリアできている人だけが「応用実習Ⅰ」を履修できます。

【3年次】

<前期>

◆「応用実習Ⅰ」の時期の決定

- *実習の時期が決定されますが、実習園の受け入れ可能人数により、希望通りにならないこともあります。

<実習開始まで>

◆事前指導

- *実習の心得等について大学で指導します。

◆事前の実習園訪問

- *実習園を事前に訪問し、挨拶をするとともに、実習するに際し受け入れ園の要望・注意等を聞いてきます。初めての訪問ですので、きちんとした姿勢で臨みましょう。事前に電話で日時の打ち合わせを行い、全員一緒に訪問します。実習園への順路・所要時間等も確認しておきます。

<前期又は後期>

◆「応用実習Ⅰ」(4週間)実施

- *子どもたち、先生方と日々の交わりを大切にし、充実した実習になるよう努めましょう。何か困ったこと、相談したいことがあれば、ひとりで悩まず、すぐ大学に連絡しましょう。実習後は、お礼を忘れずに。

<前期>

◆「応用実習Ⅱ」の希望調査

- *実習希望地、時期などの調査を行います。

<後期>

◆教育実習ガイダンス

- *「実習生調書」を作成して提出します。

◆「応用実習Ⅱ」最低履修要件の確認

- *この要件をクリアできていない人は、実習を履修できません。要件に規定されている授業を取

り残さないよう計画的に履修しましょう。

【4年次】

<実習開始まで>

◆事前指導

*「応用実習Ⅰ」のときと同じです。

◆事前の実習園訪問

*「応用実習Ⅰ」のときと同じです。

<前期又は後期>

◆「応用実習Ⅱ」履修

充実して活動に取り組める環境がどのように用意されているのかを、そこにはどのような教師の意図があるのかを、物的・空間的環境の面から観察しましょう。

4.3 教師の指導・援助

幼児の生活や遊びに対して、教師がどのようなかかわりを持ち、指導・援助を行っているかを観察します。幼児の安全や心の安定への配慮、ともに遊ぶ姿、言葉のかけ方、モデルの示し方などなどについて観察を通して学びます。また、一人ひとりの幼児への指導と、グループや学級全体への指導の在り方についても観察を通して学びます。ここでは教師の側からの働きかけだけではなく、教師と幼児の相互関係、相互作用についても目を向けています。

4. 参観実習について<2年次前期>

参観実習は、「基礎実習」の中での位置づけからも明らかなように、教育実習の意義を学んだ上で、幼児の実態に応じた指導案を書けるようになるための体験学習の場です。この実習では、幼稚園教育の実際(幼児の実態、環境構成、教師の指導と援助等)を、注意深く観察することによって、実際の指導と援助を行っていくための実践的な視点を養います。

4.1 幼児の実態

幼児の平均的な発達の姿については、講義やテキストから学んでいます。参観実習では、幼児一般ではなく、一人の人間としての幼児の姿を、遊んでいる様子、生活している様子から良く観察してください。幼児が何を感じ、何を思い、どのような表情で生活しているのかを見て取り、そこから幼児一人ひとりを理解していくことは、幼稚園教育の基本として大変重要なことです。

4.2 環境構成(幼稚園全体と保育室の施設・設備)

幼稚園を訪れて最初に目に入ってくるのは園舎や園庭ですし、保育室に入れれば、そこに用意されている遊具や教具などの室内環境です。幼稚園教育は環境を通して行うことを基本としていますが、皆さんが目にする園庭や保育室の環境は、幼児の実態に応じて、教師が長期的・短期的見通しをもって意図的に構成したものです。幼児が安心して生活でき、

5. 応用実習Ⅰについて<3年次>

5.1 教育実習を行うにあたっての留意点

(1) 基本的姿勢

各実習園は、良い後継者を育てるこを願って、日常の保育の忙しい中を貴重な時間をさいて実習生の指導をして下さっています。このことを十分に理解して、感謝の気持ちと謙虚な姿勢で実習に取り組んで下さい。また、一人ひとりが埼玉大学を代表しているという自覚をもって行動して下さい。

(2) 実習園の先生方に対して

実習園の先生方に対しては、自分は指導を受けている立場にあるということを忘れないで下さい。礼儀正しく接し、言葉遣いにも十分注意するようにして下さい。

(3) 教師としての自覚と責任

教育実習生は大学においては「学生」であっても、幼稚園においては「先生」ですし、幼児たちもそのように接してきます。教育公務員としての自覚をもち、それに見合った責任を果たすことが求められます。服装や言動にも注意を払い、「守秘義務」があることも忘れないようにして下さい。

(4) 学ぶ者としての自覚

上に述べたことと同時に、教育実習生は「学生」でもあります。保育に関することはもちろん、幼稚園での生活の全てにわたって興味と関心を持ち、積極的に関わって多くのことを吸収し、学ぶようにして下さい。

(5) 健康

長い教育実習期間をのりきるためには、なんといっても健康が第一です。身体的、精神的の両面にわたって健康を維持するよう努める必要があります。実習が始まる前から、健康保持には十分配慮してください。

5.2 実習生の一日の生活

実習期間中、その日の実習内容によって若干の違いはありますが、大まかに次のような日課で生活をします。

(1) 幼児の登園前

- 出勤、出勤簿への捺印、着替え
- 保育室の環境整備および分担箇所の清掃(園庭、実習生控室等)
- 記録等の提出

(2) 保育時間中

- 幼児を迎える、一人ひとりの幼児と挨拶をする。
- 出欠の確認と幼児の視診
- 登園時の活動の援助
- 幼児の遊びを観察し、援助する。
- 幼児の姿や教師の指導の仕方について観察し、メモを取る。
- 使った遊具を幼児と一緒に片づけ、遊具の置き場やしまい方を知らせる。
- 食事の援助
- 必要に応じて、午後の遊びの環境設定を手伝う。
- 降園時の活動の援助
- 担任が保護者に幼児を引き渡すのに付き添う。

(3) 幼児の降園後

- 保育室および分担箇所の清掃
- 担任と一緒に翌日のため環境設定を行う。
- 保育の反省会

●実習日誌の記入

- 実習に向けての準備(指導計画の指導を受ける。教材研究をする。)
- 保育室の整頓、退出
- 着替え、職員や他の実習生への挨拶、退勤

5.3 勤務に関する留意事項

(1) 勤務時間

勤務時間（出勤、退勤時刻）は、それぞれの園によって異なりますが、時間を守り、ゆとりを持って行動するようにしましょう。

(2) 所持品

持ち物は、印鑑・筆記用具・実習日誌（「教育実習の記録」）・着替え・運動靴（室内用・戸外用）・弁当・コップ・実習の手引き（本書）、その他、実習を行うのに必要なものとします。持ち物は各園で指定された場所に置き、貴重品については各自で責任を持って管理しましょう。

(3) 出勤簿

毎朝出勤時に、出勤簿に捺印します。

(4) 外出

勤務時間内の外出は原則として認められません。やむを得ない事情により外出する場合は、必ず許可をもらってください。

(5) 欠勤・遅刻・早退

欠勤・遅刻・早退はできるだけないように努めるのが当然です。やむを得ない場合は、事前に指導教員を通して園長に届け出ておきます。事前に届けを提出できない場合には、必ず実習園に連絡を取り、後日届けを提出してください。

(6) 服装・更衣

身だしなみは、教師・学生としての良識で判断し整えましょう。出勤後は、指定された場所で、保育に適した服装に着替えます。保育に使う運動靴（室内用・戸外用）は、履き替えが容易なものにするとよいでしょう。

(7) 環境整備

毎日、指導教員とともに園内の清掃、環境整備を行います。また、定期的に実施される安全点検では、実際に固定遊具の点検などに取り組み、その方法を学びます。

(8) 設備備品の借用・教材の購入

いずれの場合も指導教員に申し出て了解を得ておきます。借用した設備備品は責任を持って管理しましょう。使用後は再び指導教員に申し出て、もとあった場所に返却し、整理整頓に心がけましょう。

(9) 実習日誌（「教育実習の記録」）

基本的には、幼児の降園後清掃を終えてから記入します。毎日提出をして、検印等を受けます。

5.4 教育実習の内容

(1) 参加実習

① 保育への参加・記録

保育の基本は、一人ひとりの幼児をよく理解することです。毎日保育に加わり、視点を決めて幼児を見ていくことが大切です。保育後には、学級全体と幼児個人（全員分）について、実習日誌に記録します。

② 環境整備・保育の準備

幼児の登園前と降園後に、分担して園内を清掃します。保育後は、翌日の準備を担任と一緒に行います。その際、教材の意図等も確かめておくようにします。

(2) 観察実習

実習中に2回行います。いずれも配属学級以外も観察し、記録を取ります。1回目は、年齢ごとの「幼児の実態」について、2回目は、実態に応じた「教師の指導」について観察します。

(3) 部分実習・全日実習

① 指導計画の作成

観察した幼児の実態と日常の指導を基に作成します。指導教員と十分な打ち合わせを行いながら修正して、実習前日までに清書した指導計画を提出します。指導計画が十分でない場合は実習を行えません。

② 指導計画に基づく保育

a) 部分実習

幼児とのかかわり方を知るため部分的な指導を行うものです。素話の実習、食事場面の実習、遊び場面の実習などを行います。

b) 全日実習（研究保育）

部分実習等の反省をふまえ、一日の保育を行います。全日実習は研究保育として行います。指導内容は、指導計画に沿うよう指導教員と相談しながら決めます。

③ 指導の反省と協議会

部分実習については、学級内で反省会を行います。全日実習（研究保育）に対しては、園全体で大学教員を交えた反省会・協議会を行い、立案の仕方、指導上の問題点、改善の方向などを検討していきます。いずれも終了後に指導計画を修正し、反省と今後の課題を記述して提出しなければなりません。

④ ピアノ伴奏

事前指導で指定された課題曲について、ピアノ伴奏を行いながら歌うことができるよう、実習開始までに予め練習しておきます。実習中の指定された時間に演奏することが課題となります。

⑤ 園行事への参加

実習園や期日によって活動は異なりますが、実習期間中に実施される園行事に実習生も参加します。（例：遠足の引率、誕生会等での催しの企画・実施、運動会の準備など）

いずれの場合も、保育の一環として行われることを理解して参加しなければなりません。事前の説明会等で担当教員の指導を受け、与えられた自分の役割を責任持って遂行することが求められます。

⑥ その他

① 講義等

主に以下の内容について、実習に必要な講義等を受けます。

▶園長講話「実習における心構えについて」

▶オリエンテーション「実習計画・具体的な実習内容・日程等について」

▶保健指導「幼稚園の保健安全について」

② 式への出席

実習に関わる式として、実習初日に行われる対面式（紹介式）、最終日に行われる離別式などがあります。

5.5 実習計画

5.4で示した内容を実習期間内に実施するため、それぞれの園で実習計画が作成されます。ここでは、その一例を示しておきます。

初　　日	対面式への参加 園長講話 オリエンテーション
第　　1　週	観察実習（年齢が異なる幼児の実態についての観察） 部分実習の実施（素話）
第　　2　週	観察実習（実態に即した指導の在り方にについての観察） 部分実習の実施（食事場面） 園行事への参加
第　　3　週	部分実習の実施（遊び場面） 全日実習（研究保育）の計画と教材研究
第　　4　週	全日実習（研究保育）の実施 レポートの作成（「実習で学んだことについて」）
最　　終　日	離別式への参加 実習日誌・記録等の提出

5.6 教育実習の評価

実習の評価は、以下の9項目について、それぞれ5段階の評定を行います。各園で9項目以外に必要と思われる観点がある場合には、「その他」の項目が設定されます。

1. 観察の視点と記録

幼児の姿の多角的な把握、記録の工夫、「記録」の意味理解、記録の充実等

2. 幼児理解

幼児の内面理解、幼児の関係性を踏まえた理解、良い面の把握、幼児観の築き等

3. 指導案の作成

作成手順の理解、ねらいや内容の設定、教材研究や環境構成の意図、的確さ、丁寧さ等

4. 教材研究・環境構成

教材の精選、幼児の実態や動線の考慮、実物に触れる研究姿勢等

5. 保育実践

担任としての意識、責任、指導案の踏まえ方、臨機応変さ、柔軟さ、丁寧さ、課題曲のピアノの弾き語り等

6. 保育の反省・整理

課題の的確な把握と詳細な分析、「反省」の意味理解、指導案の修正等

7. 幼児に対する態度

幼児に対する積極性、やわらかさ、優しさ、幼児をひとりの人として尊重する意識等

8. 事務の処理

提出物の期限厳守、指示がなくても必要なことをすすめる力、計画性、立案等

9. 実習態度

社会人としての基本的事柄、あいさつ、言葉づかい、立ち居振る舞い、学生同士の関係、課題意識、真摯な姿勢や意欲等

10. その他

実習の総評は、各項目の評定の合計数を基に、優・良・可・不可のいずれかの評価をします。

6. 幼稚園での副免実習について

6.1 応用実習（幼稚園）の履修について

応用実習Ⅰで小学校もしくは中学校に実習を行った学生が、幼稚園教諭免許状を取得するために履修する科目が応用実習（幼稚園）です。幼稚園免許状取得に必要な履修科目は「教育学部履修の手引」p.74もしくはp.78に掲載されています。

6.2 実習期間について

小学校コースと特別支援教育コースの学生が幼稚園教諭免許状（1種、2種）を取得する場合、応用実習（幼稚園）の期間は2週間です。中学校コースの学生の場合は4週間となります。

6.3 履修までの流れ

○ 希望調査

2年次の応用実習希望調査の際、応用実習（幼稚園）の履修希望を出してください。

○ 基礎実習（幼稚園）

3年次に基礎実習（幼稚園）の履修登録をします。
1単位です。この授業では、幼児の実態、環境構成、指導計画の立て方、教師の指導と援助などについて学び、さらに附属幼稚園での参観実習を行います。

○ 応用実習（幼稚園）

4年次に応用実習（幼稚園）の履修登録をします。
事前訪問の後、実習が始まります。

6.4 実習計画

○ 2週間の場合

初日	対面式への参加 園長講話 オリエンテーション
第1週	観察実習（年齢が異なる幼児の実態についての観察） 部分実習の実施（素話、食事場面） 研究保育の計画と教材研究
第2週	観察実習（実態に即した指導の方についての観察） 研究保育（遊び場面での部分実習） 園行事への参加
最終日	離別式への参加 実習日誌・記録等の提出

○ 4週間の場合

乳幼児教育コースの応用実習と同様です。

6.5 応用実習（幼稚園）の評価

乳幼児教育コースの応用実習と同様です。

その他、実習の意義、準備、実習中の生活等は乳幼児教育コースの応用実習と同様です。

II 幼稚園とは

1. 幼児の発達特性と幼児理解

1.1 発達の原則

発達にはさまざまな側面がありますが、次の5つの点は個別の側面を越えて一貫してみられる特徴です。

① 発達には順序がある。

情緒的に安定した状態（情緒的安定）で初めて環境に積極的に関わろうとする力（主体性）が發揮され、自己が主体的になって初めて他の主体（他の子）と協調しようとする気持ちが芽生えています。集団生活が円滑に営まれるためには、まず一人ひとりの幼児が安心した気持ちで生活することが求められます。

② 発達はダイナミックに行われる。

発達は身体的、知的、情緒的、社会的側面が関連し合い、相互に影響を与えながら、全体としての姿が徐々に変容していくダイナミックな過程です。どこか一つだけを取り出して教育することは、発達の原則から逸脱した方法と言わざるを得ません。

③ 人との関係が発達を作る。

教師との温かい関係を楽しむために絵本を読んでもらいたがったり、教師から認めてもらうことで意欲的に活動できたり、友達の製作を模倣しながら自分のアイデアを出していったりするように、幼児は人との関係の中で発達につながる経験をしています。

④ 発達は生活の必要性から促される。

はいはいを覚えた頃から恐れの感情が顕著になり、人との交流の必要性から言葉を学習し、遊びを楽しくするためにルールを守ろうとするというように、人間は生活の必要性に迫られてさまざまな能力を獲得する存在なのです。

⑤ 発達には個人差がある。

発達のすべての側面に個人差が存在しています。幼児期の個人差は、成熟や気質と教育・生活経験との相互作用から生じてくるものです。

1.2 幼児の発達の特徴

（内閣府平成27年『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』参照）

(1) 幼児期の発育・発達

幼児期は、環境とかかわり合う生活の中で自己の興味や欲求に基づく直接的・具体的な体験を通して健全な心身の発育・発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。また、生理的、心理的な諸条件や生育環境の違いにより、幼児一人一人の個人差が大きいこの時期において、幼児一人一人の健やかな育ちを保障するためには、幼児自らが安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるような環境が整えられ、愛情豊かな思慮深い保護者や教師とのかかわり合いが十分に行われることが重要です。この関係を起点として、次第に他の幼児との間でも相互に働き掛け、かかわりを深め、人への信頼感と自己の主体性を培っていくのです。

そのため、教師は、幼児の発達の特性と発達の過程を十分に理解し、その幼児一人一人の発達の過程に応じて見通しを持って教育及び保育を行うことが求められています。

1) 発達の捉え方

人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働き掛けようとする力を持っています。自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を發揮して環境とかかわり合う中で、生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程を発達と考えることができるでしょう。

幼児の心身の諸側面は、それぞれが独立して発達するものではなく、幼児が周囲の人やものとのかかわり、友達と体を動かして遊びを展開するなどの中で、それぞれの側面が相互に関連し合うことにより、発達が成し遂げられていくものです。

2) 発達の過程

発達には一定の順序性とともに、一定の方向性が認められ、幼児を巡る発達の道筋には共通のものが

あります。例えば、身体機能であれば、頭部から下肢へ、体軀の中心部から末梢部へと発達していきます。また、身体的形態や生理機能、運動面や情緒面の発達、さらには知的発達や社会性の発達など様々な発達の側面が、相互に関連しながら総合的に発達していくといった特徴があります。

ここではこうした発達の様相を区分し、発達の過程としてそれぞれの特徴を示しています。ただし、この区分は、同年齢の幼児の均一的な発達の基準ではなく、幼児一人一人の発達の過程として捉えるべきものです。教師は、幼児の発達の順序性や連續性を踏まえ、長期的な視野を持って見通し、幼児が、今、楽しんでしていることを共に喜び、それを繰り返しながら幼児の発達を助長することが大切です。

①おむね 3歳

◇運動機能の発達

この時期は、基礎的な運動能力が育ち、歩く、走る、跳ぶ、押す、引っ張る、投げる、転がる、ぶら下がる、またぐ、蹴るなどの基本的な動作が、一通りできるようになります。様々な動作や運動を十分に経験することにより、自分の体の動きをコントロールし、自らの身体感覚を高めています。

◇生活習慣

運動能力の発達に伴い、食事、衣類の着脱、排泄など、基本的な生活習慣がある程度定着するようになってきます。例えば、不完全ながらも箸を使って食べようとし、衣類の着脱や排泄などを自分からしようとします。基本的な生活習慣がある程度自分でできるようになることにより、幼児の中には、何でも自分でできるという意識が育ち、大人の手助けを拒むことが多くなります。自分の意思で生活を繰り広げようすることは、幼児の主体性を育み、意図を持って行動することや、自分の生活を律していくことにつながります。

◇言葉の発達

理解できる語彙が急激に増加し、日常生活での言葉のやり取りができるようになります。「おはよう」、「ありがとう」などの人とかかわる挨拶などに係る言葉を自分から使うようになり、言葉を交わす心地よさを体験していきます。

また、言葉の獲得を通じ、知的興味や関心が高まり、「なぜ」、「どうして」といった質問を盛んにするようになります。このような質問ややり取りを通

して、言葉による表現がますます豊かになっていきます。

◇遊びを通しての発達

この時期の遊びの多くは場を共有しながらそれぞれが独立して遊ぶ、いわゆる平行遊びとして、平行して遊びながら他の幼児の遊びを模倣したり、遊具を仲立ちとして幼児同士でかかわったりする姿もあります。ときには遊具の取り合いからけんかになることもありますが、徐々に友達と分け合ったり、順番に使ったりするなど、きまりを守ることを覚え始めます。

こういった経験を繰り返しながら、次第に他の幼児との関係が、幼児の生活や遊びにとって重要なものとなっていきます。そして、徐々にかかわりを深め、共通したイメージを持って遊びを楽しむようになります。

自分のことを「私」、「僕」と言うようになるなど自我が形成されるにつれて、自分についての認識と共に、家族、友達、先生などとの関係が分かり始めます。周囲への関心や注意力、観察力が伸びて、気付いたことを言葉で言ったり、遊びに取り入れたりしながら人とのかかわりを育んでいきます。

幼児は、様々な遊具を手にして夢中で遊んだり、イメージを広げながらごっこ遊びを楽しんだりする中で、身の回りの大人の行動や日常の経験を取り入れて再現するようになります。こうした遊びを繰り返しながら、様々な人やものへの理解を深め、予想や意図、期待を持って行動するなど、社会性を育んでいきます。

また、簡単なストーリーが分かるようになり、絵本に登場する人物や動物と自分を同化して考えたり、想像を膨らませたりしていきます。それらをごっこ遊びや劇遊びに発展させていくこともあります。

②おむね 4歳

◇運動機能の発達

4歳を過ぎる頃から、しっかりと足取りで歩くようになるとともに、全身のバランスを取る能力が発達し、片足跳びをしたり、スキップをしたりするなど、体の動きが巧みになってきます。活動的になり、全身を使いながら様々な遊具や活動などに挑戦して遊ぶなど、運動量も増してきます。

手先も器用になり、ひもを通したり、結んだり、

はさみを扱うことができるようになります。また、体を動かしながら声を掛けるなど、異なる二つの行動を同時に行うことができるようになります。

◇自然に対する感性

幼児は、水、砂、土、草花、樹木、虫といった身近な自然環境に興味を示し、積極的にかかわろうとします。砂山や泥団子作りに夢中になったり、花を摘んだり、木の実を拾ったり、虫を捕ったりと、自分の手足を使い、感覚を総動員して見たり、触れたりしながら、ものや動植物の特性を知り、より豊かなかかわり方や遊び方を体得していきます。

◇想像力の広がり

また、認識力や色彩感覚などを育んでいきます。こうした自然やものとのかかわりの中で、身体感覚を養い、想像の世界を広げていくことは、幼児に心の安定や喜びをもたらします。

この時期は、想像力の広がりにより、現実に体験したことと、絵本など想像の世界で見聞きしたことと重ね合わせたり、心が人だけではなく他の生き物や無生物にもあると信じたりします。その中で、イメージを膨らませ、物語を自分なりにつくったり、世界の不思議さや面白さを味わったりしながら遊びを発展させていきます。また、大きな音や暗がり、お化けや夢、一人取り残されることへの不安などの恐れの気持ちを経験します。

幼児は様々にイメージを広げ、友達とイメージを共有しながら想像の世界の中でごっこ遊びに没頭して遊ぶことを楽しみます。

◇自己意識の発達

自分と他人との区別がつき、自我が形成されていくと、自分以外の人をじっくり見るようになるとともに、見られる自分に気付くといった自意識を持つようになります。自分の気持ちを通そうとする思いと、ときには自分の思ったとおりにいかないという不安や、つらさといった葛藤を経験します。

このような気持ちを周りの大人に共感してもらったり、励まされたりすることを繰り返しながら、幼児は友達や身近な人の気持ちを理解していきます。

◇人間関係の発達

幼児同士の遊びが豊かに展開していくと、仲間といふことの喜びや楽しさをより感じるようになり、仲間とのつながりが深まっていくとともに、競争心も生まれ、けんかも多くなっていきます。自己主張をぶつけ合い、悔しい思いを経験しながら相手の主

張を受け入れたり、自分の主張を受け入れてもらったりする経験を積み重ねていきます。その中で、きまりの大切さに気付き、守ろうとするようになります。自己を十分に發揮することと、他者と協調して生活していくという、人が生きていく上で大切なことを、幼児はこの時期に学び始めます。主張をぶつけ合い、やり取りを重ねる中で互いに合意していくという経験は、幼児の社会性を育てるとともに、自己肯定感や他者を受容する感情を育んでいきます。

③おおむね5歳

◇生活習慣の定着

基本的な生活習慣を身に付け、起床から就寝に至るまで、生活に必要な行動のほとんどを一人でできるようになります。大人に指示されなくとも一日の生活の流れを見通しながら次にとるべき行動が分かり、手洗い、食事、排泄、着替えなどを進んで行おうとします。また、共有するものを大切にしたり、片付けをしたりするなど、自分で生活の場を整え、その必要性を理解するようになります。また、自分のことだけでなく、人の役に立つことがうれしく誇らしく感じられ、進んで大人の手伝いをしたり、年下の幼児の世話をしたりするようになります。こうした中で相手の心や立場を気遣うようになります。

◇運動機能の発達

運動機能はますます伸び、大人が行う動きのほとんどができるようになります。縄跳びやボール遊びなど、体全体を協応させた複雑な運動をするようになるとともに、心肺機能が高まり、鬼ごっこなど集団で行う遊びなどで活発に体を動かし、自ら挑戦する姿が多く見られるようになります。手先の器用さが増し、小さなものをつまむ、ひもを結ぶ、雑巾を絞るといった動作もできるようになり、大人の援助により、のこぎりなど様々な用具を扱うことができるようになります。運動機能の高まりは、幼児の自主性や自立性を育てていきます。

5歳を過ぎると、物事を対比する能力が育ち、時間や空間などを認識するようになります。また、少し先を見通しながら目的を持った活動を友達と行うようになり、仲間の存在がますます重要になります。そして、目的に向かって楽しく活動するためには、幼児一人一人が自分の役割を果たし、きまりを守ることが大切であることを実感していくとともに、自分たちできまりをつくることもあります。

◇言葉と思考力の発達

こういった集団活動の中で、言葉による伝達や対話の必要性が増大し、仲間との話合いを繰り返しながら自分の思いや考えを伝える力や相手の話を聞く力を身に付けていきます。主張のぶつかり合いやけんかが起きても、すぐに大人に頼らず、自分たちで解決しようとする姿が見られるようになります。その結果、仲間の中で新たな目的が生じ、幼児一人一人の役割に変化や発展が見られるなど、集団としての機能が高まっていきます。

幼児はそれまでの経験や日々の生活を通して、自分なりに考え、納得のいく理由で物事の判断ができる基礎を培っていきます。また、納得できないことに対して反発したり、言葉を使って調整したりするなどの力が芽生えます。自分の意図が伝わらず仲間から批判されたり、悔しい思いを経験したりすることもありますが、そうした経験が幼児の思考力の基礎を育てていきます。そして、自ら考えながら、自分の気持ちを分かりやすく表現したり、相手の気持ちを聞く力が育ったりすることを通して、幼児は、次第に相手を許したり、認めたりする社会生活に必要な基本的な力を身に付けるようになっていきます。

◇人間関係の深まり

集団での活動の高まりとともに、幼児は仲間の中で様々な葛藤を体験しながら成長していきます。そして、幼児一人一人の成長が集団の活動を活発なものに変化させ、そのことにより、個々の幼児の成長が促されています。幼児は次第に仲間が必要であることを実感し、仲間の中の一人としての自覚が生まれ、自分への自信と友達への親しみや信頼感を高めていきます。

④おむね 6 歳

◇運動機能の発達

6歳を過ぎると、身体的な成熟と機能の発達に加え、年長として自覚や誇りを持った姿が見られるようになります。全身運動が滑らかで巧みになり、全力で走り、跳躍するなど快活に飛び回り、自信を持って活動するようになり、ボールを突きながら走ったり、飛び箱を跳んだり、竹馬に乗ったりするなど、様々な運動に意欲的に挑戦するようになります。それとともに細かな手の動きが一段と進み、自分のイメージしたように描き、ダイナミックな表現

とともに細やかな製作をするなど、様々な方法で様々な材料や用具を用いて工夫して表現することを楽しむようになります。幼児の表現には、幼児の内面の成長や心の豊かさが現れ、一つの表現がさらに表現しようとする意欲を高めていきます。

◇遊びの発展

この頃になると、仲間の意思や仲間の中で通用する約束事が大事なものとなり、それを守ろうとします。ごっこ遊びを発展させた集団で行う遊びが活発に展開され、遊びの中で役割分担が生まれます。幼児はその役割を担うことで、協同しながら遊びを持続し、発展させていきます。また、幼児はごっこ遊びの中で、手の込んだ流れと様々な役割を考え出し、遊びはより複雑なものとなっていきます。そして、こうした遊びを試行錯誤しながらも満足いくまで楽しもうとするようになります。仲間の一員として認められ、遊びの楽しさを共有するためには、持てる知識を総動員して創意工夫する主体的、自主的な姿勢や自由な発想が必要となります。また、友達の主張に耳を傾け、共感したり、意見を言い合ったりするとともに、自分の主張を一歩譲って仲間と協調したり、意見を調整したりしながら仲間の中で合意を得ていくといった経験も重要となります。6歳の幼児は社会生活を営む上で大切な自主と協調の姿勢や態度を身に付けていく時期であり、こうした姿勢や態度が生涯にわたる人とのかかわりや生活の基礎となっていました。

◇自己内外に対する認識

これまでの活動や経験を通して達成感や自分への自信を持つようになった幼児は、様々なことに関心を示し、意欲的に環境にかかわっていきます。自ら言葉を使い文字を書いたり、読んだりする姿も見られ、社会事象や自然事象などに対する認識も高まります。周囲の大人の言動についてもよく観察し、批判したり、意見を述べたりすることもあります。また、自分自身の内面への思考が進み、自意識が高まるとともに、自分とは異なる身近な人の存在や、それぞれの人の特性や持ち味などに気付いていきます。ときには身近な大人に甘えたり、気持ちを休めたりすることもありますが、様々な経験や対人関係の広がりから自立心が高まり、小学校就学への意欲や期待に胸を弾ませていくようになります。

1.3 保育の中での幼児理解

(1) さまざまな理解の仕方

幼稚園教育は幼児の発達を促す組織的な営みであるため、幼児の欲求や関心を捉え発達特性の実態を把握すること（幼児理解）が出発点となり、どのように捉えるかによって教育の方向や方法（指導計画）が決まっています。

最初に、私たちが人を理解しようとする時の心の動きについて考えてみましょう。人を理解する時、私たちの心の中には次のような態度が生じています。

① 評価的態度

自分の持っている価値基準から「善い」「正しい」「適切だ」等の批判を加えようとする態度。人にしなければならないこと、してはいけないこと等を指示・命令するかかわり方として現れてきます。

② 診断的・解釈的態度

人の行動の原因を探求しようしたり、人の心理のメカニズムについて推測し意味づけようとする態度。説得、指示、助言、忠告などの行動となって現れてきます。

③ 理解的態度

人の気持ち、考え方、物の見方などを、外からの批判や価値を加えないで、そのまま受け入れようとする態度。自分の主観的な理解が正しいかを相手にフィードバックしたり、確かめようとしたりする行動になって現れてきます。

これらのどの態度も教育実践の中では欠かすことのできないものです。しかし、評価的態度と診断的・解釈的態度は、教師の例の枠組みからの理解であるため、この態度が強く働きすぎると「外からの理解」に陥り、子どもの心の動きを捉えることは難しくなります。理解的態度は、子どもの生活する姿をありのままに理解しようとする共感的理解に導いてくれます。この共感的理解こそが、子どもと一緒に生活し、子どもの成長を援助しようとする教師の態度の基礎になるものです。

(2) よりよい実践をつくり出すために

幼児理解と指導とは独立した営みではありません。幼児理解の手がかりが日々の教育実践の中から得られることが多いように、理解と指導は互いに影響し合いながら深まっていくものです。

幼児の心を理解し、指導につながる実態把握をするためには、どのようなことが必要なのでしょうか。

① 行動の裏にある心の動きを幼児の視点に立って理解する。

これは理解的態度による幼児理解だといえます。具体的には、幼児の行動を限られた状況の中での行動としてはみなさず、幼児の生活の流れの中に位置づけて理解することです。そして、行動と行動をつなぐ心の動きを見つけることです。

② 幼児のよさをとらえる。

幼児の行動は教師のかかわり方で大きく変わっていきます。幼児の欠点に目を向けてしまうと（診断的理）、幼児と教師の心のつながりは失われてしまします。その子らしい表現や工夫を認めてあげることで、幼児の主体性や個性を伸ばすことができます。

③ 行動の結果ではなく姿をとらえる。

教師が「できる」「できない」という面に目を向けすぎると、幼児自身も結果を気にした行動をするようになります。幼児の遊びは、一見同じことを繰り返しているようでも、取り組む表情が違っていたり、素材が違っていたり、やり方が変わっていたりすることがあります。幼児の行動を一連の状況や文脈としてとらえ、その中で幼児が何を経験しているのかという意味をとらえることが必要です。

これらの理解を実現するためには、日々の保育の記録を詳細にとることが求められます。記録することで、もう一度自分と子どもとのかかわりを思い出し、幼児の行動とその心の動きを探ってみると同時に、自分自身のかかわり方や感じ方をふり返ってみることができます。さらに、自分の記録を人に読んでもらい感想を求めることが必要です。自分の記録には、自分の幼児観や保育観が投影されています。それは自分とは違う考えを持った人の目を通して初めて気づかれるものです。教師は自分の幼児観や保育観、人間関係の癖を知ることを通して、幼児理解を深めることができます。

2. 幼稚園の位置づけ

2.1 幼稚園と保育所

現在幼稚園を卒園して小学校に入学する者は約55%、保育所を経て小学校に入学する者は約40%となっています。幼稚園も保育所も同じく幼児を対象としますが、幼稚園は3歳児から5歳児までであるのに対し、保育所は乳児から5歳児を対象とするところに一つの大きな違いがあります。

幼稚園と保育所の基本的な違いは、その制度的違いにあります。幼稚園は学校教育法に規定された文部科学省の管轄による教育施設であるのに対して、保育所は児童福祉法に基づく厚生労働省の管轄による福祉施設です。そのことにより、幼稚園ではその指導に当たる者は教諭と呼ばれ、そこでは教育という言葉が多く使われるのに対し、保育所では保育士と呼ばれ、保育という言葉が多く使われます。

保育所は、児童福祉法において「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする」(39条)と規定されているように、家庭養育の補完を行なう養護的機能を中心とするものです。しかし、教育的機能をおろそかにするものではありません。特に3歳以上児に関しては幼稚園教育に準ずることが望ましいとされています。

さらに、就学前の教育・保育ニーズの多様化などに対応するための新たな選択肢として「認定こども園」が創設されています。

認定こども園は、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域の子育て支援を行う機能、を備えるもので、0歳から小学校就学前までのすべての子どもが対象となります。幼児教育と保育に関する知識や技能に加えて、保護者相談支援をはじめとする地域子育て支援が展開できる力量が、保育者に強く求められます。

2.2 幼稚園と小学校

幼稚園と小学校の違いは大きく別けて次の二つのものがあります。その一つは、小学校は義務教育であるのに対して幼稚園はそうではないという制度上の違います。

今一つの違いは、学校教育法に明記されているその教育目的とするものの違いです。幼稚園に関しては「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」(22条)とされているのに対して、小学校に関しては、「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする」(29条)とされています。このことから、幼稚園においては、子どもの心情、意欲、態度などの育成を目指す情意目標が立てられるのに対して、小学校においては、生活科や総合的学習の時間などが設置され、新しい学力観の下に子どもの関心、意欲などが大切にされるようになってきてはいますが、教科内容の理解、知識や技能の獲得といった達成目標が中心に立てられています。

また、教育の展開され方について多くの面で違いが見られます。小学校では、黒板を使っての文字や数字、言葉による教育が中心になりますが、幼稚園では遊びを中心に展開されます。さらには、時間割による小刻みなくぎりは小学校にはあっても幼稚園にはないものです。

このような、遊び中心の幼稚園生活から学習中心の小学校生活への移行をスムーズにするために、幼稚園と小学校の連携が大きな課題となっています。そのため、幼児と児童との交流活動などが行われています。幼児の発達の連續性を踏まえて、小学校との連携を行うことも幼稚園教師に必要な技量のひとつです。

3. 幼稚園教育の特質

3.1 幼稚園教育の基本

(1) 環境を通して行う

幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。[幼稚園教育要領(平成29年)第1章総則 第1幼稚園教育の基本]

幼児期の特性を、自ら環境に関わり、主体的に活

動に取り組み、自ら発達していくものとのとらえ方があります。そのために、幼稚園では望ましい教育環境を幼児とともに創造することに努めるべきとされています。

これは、保育のねらいや願いを直接幼児の活動につなげて指導するのではなく、それが実現できるような環境を用意し、その中で幼児の自発的な活動の取り組みを通してそのねらいとするものが達成されるようにしようとしているものです。

(2) 幼児期にふさわしい生活の展開

幼児は安定した情緒の下で自己を十分に發揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されること。[幼稚園教育要領 第1章総則 第1幼稚園教育の基本]

幼児期の特性である自発性、主体性を發揮できる条件が情緒の安定であることを挙げ、幼児期にふさわしい生活が展開できる幼稚園であることを大切にしています。

幼児期にふさわしい生活としては、幼児の生活と遊離した「特定の運動に偏った指導」や「特定の技能を身に付けさせる偏った指導」をすることはなく、個々の幼児の興味や関心に基づいて無理のない指導をこころがけるべきとしています。

(3) 遊びを通しての指導

幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されること。[幼稚園教育要領 第1章総則 第1幼稚園教育の基本]

幼児期の遊びは学習であると明記し、遊びを通しての指導が中心になることが幼稚園教育の特色であることを示しています。これもまた小学校との違いを示しているものもあります。

(4) 一人ひとりの特性に応じた指導

幼児期の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれれことなることなどを考慮して、幼児一人ひとり

の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようになります。[幼稚園教育要領 第1章総則 第1幼稚園教育の基本]

幼児の家庭における生活経験の違いや幼児一人ひとりの発達の筋道が一様でないことからそれぞれが特色をもっているものであり、一人ひとりの特性に応じた指導をすることが幼児教育の在り方であることを示しています。

3.2 幼稚園教育における「ねらい」と「内容」

ねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、(中略) 幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関係をもちながら、次第に達成に向かうものであること。[幼稚園教育要領 第2章ねらい及び内容]

ここに示されている事項は、たとえば健康の領域では「明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう」といったものです。これは、到達度を意味するものではなく、幼児に育っていくことが望まれる方向性を示したものであり、いわば、方向目的という性格をもっています。

「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項である。[幼稚園教育要領 第2章ねらい及び内容]

幼児が環境とかかわることを通して実際に身に付けていくことが望まれる事項が示されており、たとえば健康の領域では「先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する」といったものです。

3.3 幼稚園教育における「教育課程」

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。

この場合においては、特に、自我が芽生え、他人の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。

2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。[幼稚園教育要領 第1章総則 第3教育課程の役割と編成]

幼稚園の教育課程とは、幼稚園の教育目標を有効に達成させるために、どのような道筋をたどって、どのように具体的なねらいや内容を組織して教育を進めていくのかを明らかにした、入園から修了に至るまでの全体計画です。

教育課程は、保育のねらいが総合的に達成されるよう、以下の事柄に配慮して編成されなければなりません。

○幼児の生活経験、発達の過程を考慮したねらいと内容を組織すること

○幼児期の発達の特性を踏まえた長期的な視野

○充実した生活の展開

《先輩からのアドバイス》

- ◆まずは何よりも体調管理を大事にしなくてはいけません。
- ◆子どもの名前を早くおぼえて、名前で呼ぶ。
- ◆自分に仕事がなくても帰宅する前に手伝えることがないか先生方に聞いてみる。
- ◆笑顔であいさつする。
- ◆指導案をはやめにつくる。
- ◆普段の生活のリズムを急に変えるのはものすごく大変なことなので、実習前から朝早く起きる習慣をつけておいた方がよい。
- ◆実習生ではなく一人の教師として幼児に接すること。
- ◆実習の記録はその日のうちに書く。ためない。
- ◆わからないこと、悩んでいることは、抱え込まずに、指導教員や周りの先生方にお聞きする。
- ◆大学からの配属が一人でない場合は、実習生同士で協力する。
- ◆4週間という期間は、あっという間です。それをいかに充実させるかは実習生次第なので、指導案を書けるようにしておくことはもちろんのこと、社会人としてのマナーをもっと考えて行動するべきだと思いました。
- ◆空き時間をうまく使う。教材研究や実習の記録など。
- ◆シャツは多めに用意すること。初対面でも話しかけられるようにしておくべき。

III 指導計画について

1. 指導計画の作成について

幼稚園における指導計画とは、一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開して発達に必要な経験を得られるように具体的なねらいや内容、環境の構成など、指導の順序や方法を予想したもので

指導計画には、教育課程を基に、年・学期・月などの期間を見通した、長期の指導計画と、それに関連しながら、週や日などの生活の流れを予想した、短期の指導計画とがあります。

2. 1日の生活の流れを予想した指導計画（日案）について

指導計画は、それぞれの幼稚園における幼児の生活する姿からつくり出されるものであり、一定の形があるわけではありません。ここでは一つの参考としていくつかの幼稚園で実際に使われている日案を例としてあげます。

2.1 日案例 1 (後掲)

2.2 日案例 2 (後掲)



(日案例 1)

日案 平成□年11月19日金曜日 □□組 (3歳児○名)

担任 □□□□

幼児の実態	週の初めは様子をうかがって遊び出す姿があったが、ここ数日は、幼児同士誘い合ってすごす姿が安定している。2~3人で同じ物をもちたいようで、必要なものを集めてから遊び出す姿がある。特に、室内のヒーローごっこやままごと、園庭での遠足ごっこなどでは人数が増え、5~6人が一緒にすごす姿も見られる。		
ねらい	○仲の良い友達と場を共にすることを喜ぶ。 ○脱いだ衣服をきちんとたたんでかごや袋にしまう。	指導内容	○数人の友達と一緒にごっこ遊びをする。
時間	幼児の生活と配慮事項		
9:00	○登園する ○登園時の活動をする · 着替えをする · ハンカチをポケットに入れる · コップを出しうがいをする		
	友達との会話に夢中になり、室内に入る前に時間のかかる幼児もいる ので、雰囲気を大切にしつつ促していく。		
(9:20)	○好きな遊びをする		
	<ul style="list-style-type: none"> 【ままでごとコーナー・ついたて】 ・お家ごっこをする 【スチロール積み木・テント】 ・ヒーローごっこをする 【砂場・ついたて・すのこ】 ・料理ごっこをする 【コブシの木陰】 ・お家ごっこをする 【巧技台にごさを乗せたベッド】 ・お家ごっこやお店ごっこをする 		
	ままでごとコーナーでは、最初に遊び始めた幼児だけで場を使い、途中から入ることを嫌がる場面もあるが、役のイメージを壊さないような言葉でやりとりし、仲介する。		
	同じイメージをもつ幼児同士が集まり、ごっこ遊びをすすめていくように、拠点となる場をそれぞれに確保していく。昨日までと同様、ついたて、テントなど幼児が簡単に組み替えられるものを用いて、囲われたスペースを作る。広さは一緒に使う人数に応じて、手を貸して調整する。		
11:30	○後片づけをする ○食事をする ○園庭で好きな遊びをする · 「あぶくたった」の童歌遊びや、「引っ越し鬼」をする · ジャングルジムやブランコを使う		
11:50	それぞれ数人ずつの場が安定するように、保育者も一所（主に砂場での料理ごっこ）にとどまり、そこを起点にしながら、じっくりと遊ぶ雰囲気をつくる。また、園庭の一角にでかける「遠足ごっこ」は、保育者が加わることで、大勢が加わり続くので、他の遊びが一段落したところで誘いかける。		
12:50	○後片づけをする · うがいをしたり手を洗ったりする ○降園時の活動をする · 遊び着をたたんでしまう ○歌「かわいいかくれんぼ」を歌う ○素話「オオカミと七匹の子ヤギ」を聞く		
13:30	○降園する		
備考		評価の観点	○それぞれ仲の良い友達と場を共にすることを喜んで、一緒にすごす姿があったか。 ○脱いだ衣服をきちんとたたんでかごや袋にしまおうとしていたか。

(日案例 2)

日 案

平成□年6月26日木曜日

□□組 (5歳児○名)

担任 □□□□

幼児の実態	<ul style="list-style-type: none"> それぞれ気の合う4~5名がグループになり、継続して一つの遊びをする姿がある。サッカーではチーム分けやルールについて、また、砂場の水路づくりでは水量や砂の掘り方にについてやりとりしている。 5月中旬に植えたナス・ピーマンが、もう少しで収穫できるまでに育っていたが、昨日、カラスに食べられてしまっていた。多くの幼児が気づき、残念がる様子があった。どうにかして育てている野菜を守りたいと相談する幼児もあり、引き続き今日も具体的な方法を考える場面があると思われる。 	ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 遊びや活動の中で起きた問題を友達と共有し考えを出し合って解決しようとする。 安全な遊具・用具の使い方を意識して、遊んだり片づけたりする。
		内容	<ul style="list-style-type: none"> 気の合う友達と相談しながら遊ぶ。(カラスを避ける方法を考える サッカーをする 砂場で水路を作るなど)
時間	幼児の生活	配慮事項(環境の構成・保育者の援助)	
8:50	<ul style="list-style-type: none"> ○登園する <ul style="list-style-type: none"> 登園時の活動をする 栽培している野菜やアサガオに水をやる ○好きな遊びをする 	<p>野菜の水やり当番と一緒に畑へ出かけ、野菜の花や実など具体的な生長についての幼児の気づきに、耳を傾ける。</p> <p>〈自然観察園・テラス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カラスを避ける方法を考える <ul style="list-style-type: none"> かかしの作り方を考える 材料を集めてつくる <p>R児やC児など昨日、既にやりとりした中では「かかし」をつくることが予想される。実現したい形や大きさと一緒に考え具体的な材料を見つけていく。</p> <p>かかしの他にも、カラスを避けるためにどのようなことをしたらよいか、いろいろなアイデアが出るように、相談の中に加わりながら幼児同士が共に考える場を支えていく。</p> <p>〈砂場〉 ○裸足になり、水路をつくる <ul style="list-style-type: none"> 水の量を考えて流す 幅や傾斜を考えて砂を掘る </p> <p>〈鉄棒周辺〉 ○泥と水を混ぜて料理ごっこをする <ul style="list-style-type: none"> 水の量を調節しながら泥と混ぜる </p> <p>〈保育室〉 ○空き箱などを組み合わせてつくる</p> <p>それぞれ仲の良い友達と居心地の良い場所を見つけて遊ぶことが続いている。足りない物の要求など、必要な場面では幼児から尋ねてくるので、その都度応じていく。</p> <p>〈遊戲室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サッカーをする 新聞紙でボールをつくる チームを分ける ルールをきめて遊ぶ <p>園庭で行っていた男児4~5名が、昨日から場所を移って行っている。勝ちたい気持ちから、チーム分けやルールについての言い争いが見られるので、語調が強い場面では、互いの気持ちに落ち着いて気づけるようにきっかけをもつ。</p>	
11:20	○後片づけをする	<p>つくるためのいろいろな道具があるが、いずれも安全を意識して、最後までよく確かめながら片づけをすすめられるようにする。</p>	
11:40	○全員でリレーをする	<p>昨日、T児から出された「3チームでやったほうがたくさん走れる」という考えを取り入れてやってみる。他にも、ルールについて考えが出るときには、その都度貰で一緒に決める。</p>	
12:10	<ul style="list-style-type: none"> ○食事をする [当番] 机を拭く 花を飾る 	<p>野菜の生長を自分なりの言葉で表現しようとする姿を捉えて、その良さが他の幼児にも伝わるようにしていく。今日取り組んだことについても、加えて全員に</p>	
13:35	<ul style="list-style-type: none"> ○好きな遊びをする ○後片づけをする ○降園時の活動をする ○学級で歌ったり物語を聞いたりする 	<p>当番が野菜の話をする、皆で聞く→紹介できるようにする。</p> <p>歌「あめふりくまのこ」</p> <p>詩(まどみちお詩集) → 本日も詩や物語の読み聞かせを行い、想像しながら聞く経験を積み重ねていける</p> <p>物語「王様びっくり」</p>	
14:00	○降園する	<p>ようする。</p>	
備考	評価の観点	<ul style="list-style-type: none"> 問題を友達と共有し、考えを出し合って解決しようとする姿があったか。 遊びや片づけの際、安全な遊具・用具の使い方を意識しているか。 	

IV 参 考 資 料

1. 関 係 法 規

1.1 教育の基本

(1) 思想及び良心の自由

憲法第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(2) 学問の自由

憲法第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(3) 教育を受ける権利

子どもの権利条約第 28 条（教育への権利） 1. 締約国は、子どもの教育への権利を認め、かつ、漸進的におよび平等な機会に基づいてこの権利を達成するために、とくに次のことをする。

a. 初等教育を義務的なものとし、かつすべての者に対して無償とすること。

b. 一般教育および職業教育を含む種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるようにし、ならびに、無償教育の導入および必要な場合には財政的援助の提供などの適当な措置をとること。

c. 高等教育を、すべての適当な方法により、能力に基づいてすべての者がアクセスできるものとすること。

d. 教育上および職業上の情報ならびに指導を、すべての子どもが利用可能でありかつアクセスできるものとすること。

e. 学校への定期的な出席および中途退学率の減少を奨励するための措置をとること。

2. 締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

3. 締約国は、とくに、世界中の無知および非識字の根絶に貢献するために、かつ科学的および技術的知識ならびに最新の教育方法へのアクセスを助長するために、教育に関する問題について国際協力を促進しつつ奨励する。この点については、発展途上国のニーズに特別の考慮を払う。

同条約第 30 条（少数者・先住民の子どもの権利） 民族上、宗教上もしくは言語上の少数者、または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しつつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。

憲法第 26 条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(4) 教育の機会均等

教育基本法第 4 条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(5) 男女共同参画と男女共学

男女共同参画社会基本法第1条（目的） この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

同法第10条（国民の責務） 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(6) 国民に対する責任

教育基本法第16条（教育行政） 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(7) 幼児期の教育

教育基本法第11条（幼児期の教育） 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることをかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他の適当な方法によって、社会教育の振興に努めなければならない。

1.2 教育の目的・方針

子どもの権利条約第29条（教育の目的） 1. 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

- a. 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
- b. 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を發展させること。
- c. 子どもの親、子ども自身の文化的アイデンティティ、言語および価値の尊重、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値の尊重、ならびに自己の文明と異なる文明の尊重を發展させること。
- d. すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性的平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。
- e. 自然環境の尊重を發展させること。

2. この条または第28条のいかなる規定も、個人および団体が教育機関を設置しつつ管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、つねに、この条の1に定める原則が遵守されること、および当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

教育基本法前文 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

同法第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

1.3 義務教育

教育基本法第5条（義務教育） 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

1.4 学校教育

教育基本法第6条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校教育法第1条（学校の範囲） この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

同法第22条（幼稚園の目的） 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

同法第23条（幼稚園の目標） 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するために、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

同法第26条（入園資格） 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

学校教育法施行規則第37条（教育週数） 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。

幼稚園教育要領 第1章第3.3(3) 幼稚園の1日の教育過程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

幼稚園の教育実習生は、この他、教育の基本・原理・目標・方法、教育課程の編成、ねらい及び内容、留意事項などが記載されている「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」をよく読んでおくこと。

2. 附属学校園の紹介

2.1 教育学部附属幼稚園

1. 基本的性格

附属幼稚園は、一般の幼稚園と同じように、学校教育法に基づいて幼児の教育を行いますが、この他、特に教員養成大学の附属幼稚園として、次のような性格をもっています。

① 幼児教育の研究と実証

大学や他の研究団体等との連携をはかりながら、教育の理論と実際に関する研究並びにその実証をします。

② 教育実習の指導

教育学部の学生が教育実習生として来園し、幼稚園の教師として必要な資質を身につけるため、参観や実習を行います。

③ 地域の教育への協力

県や市町村教育委員会との連携をもとに、県内教育機関の研究や現職教育に協力します。

2. 教育目標

附属幼稚園の大きな教育目標は、「子どもの『自らのびる力』を育てる」です。

3. 所在地

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤8丁目13番1号

電話 (048)833-6288 FAX (048)831-2010

ホームページアドレス <http://www.kinder.edu.saitama-u.ac.jp/>

2.2 教育学部附属小学校

1. 基本的性格

附属小学校は、一般の公立小学校と同様、初等普通教育を行う小学校であるとともに、埼玉大学教育学部の附属小学校として、次のような特色ある性格をもつ教育施設です。

① 教育実習校としての性格

教育学部の学生が教育実習生として来校し、小学校の教師として必要な資質を身につけるため、参観や実習を行う。

② 研究、実験学校としての性格

教育上のさまざまな研究や実験をする学校である。したがって、教育研究の必要上、いろいろな学習指導法が実験されたり、調査研究が進められたりする。

③ 地域の学校教育へ協力する性格

県や市町村教育委員会との緊密な連絡のもとに地域学校の研究や現職教育に協力する。

2. 教育目標

附属小学校の大きな教育目標は、「勤労をいとわない自主的精神の旺盛な、人間性豊かなよき社会人を育成する。」と定めています。

3. 所 在 地

〒 330-0061 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 9 番 44 号
電 話 (048)833-6291・6292、832-2101

2.3 教育学部附属中学校

1. 基本的性格

附属中学校は、一般の公立中学校と同様の中等普通教育を行う学校であり、加えて埼玉大学教育学部の附属中学校として次のような性格をもっています。

- ① 教育学部との連携をはかりながら、教育の理論と実際にに関する研究並びにその実証をする。
- ② 教育学部学生の教育実習を担当し、その指導にあたる。
- ③ 県・市町村教育委員会との連携をもとに、県内教育機関との研究の交流をはかり、教育実践の拡充・発展に努める。

2. 教育目標

附属中学校の教育目標は、「正しい判断力とたくましい実践力を持った自主的人間の形成」です。

3. 所 在 地

〒 336-0021 さいたま市南区別所 4 丁目 2 番 5 号
電 話 (048)862-2214・3880 FAX (048)865-6484

2.4 教育学部附属特別支援学校

1. 附属特別支援学校の経営と特色

社会の変化をみきわめながら、21世紀の学校教育の姿を展望しつつ、その対応について考え、実践研究校・教育実習校としての附属特別支援学校のあり方を追及しています。

附属特別支援学校は、小学部・中学部・高等部と3つの学部から成りますが、全校で9学級、児童生徒60名と学校規模は小さい。しかし、「山椒は小粒でピリリとからい」教育活動をめざし、子どもたちを中心に、教師と保護者が一体となって、みんな仲良く、自らを育てる主体者となる魅力ある学校作りを行っていきたいと考えています。

そのためには、教師は子どもや家庭や地球への奉仕者であり、同時に発達する主体でもあることを念頭に置き、広く情報を収集し、社会の変化や将来の姿を展望しつつ、お互いに協力しあい、自らが高まって行くような学校経営が必要と考えています。

2. 所 在 地

〒 331-0823 さいたま市北区日進町 2-480
電 話 (048)663-6803

2.5 教育学部附属教育実践総合センター

本センターは、教育実践に関する理論的、実践的研究を行い、学部や大学院の研究・教育はもとより、広く教育実践の充実に寄与することを目的として、附属小学校と隣接した場所に設置されました。

現在は次の三つの部門があり、それぞれ授業実践や、学校や子どもたちの現状に対応した研究と教育の活

動を行っています。

1. 構成部門・活動

(1) 教育実践部門

授業実践に関する実証的研究、資料の収集整備、教師教育・教育実習のための基礎研究、現職教員との研究会・ワークショップ等を行っている。

ビデオライブラリーの整備とインターネットによる公開への準備も進めている。

(2) 学校臨床心理部門

地域教育活動支援、附属学校園連携活動、セミナー開講、研究活動等を行っている。

(3) 教員養成開発部門

学部の各講座、埼玉県・さいたま市教育委員会、各市町村教育委員会等と連携して、教員養成の充実、教員の資質の向上について、より一層実践的な研究及び活動を行っている。

2. 所在地

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-9-44（附属小学校敷地内）

電話 (048)832-9866 FAX (048)831-0044

2.6 応用実習 協力園

○川口市立舟戸幼稚園

〒332-0013 川口市舟戸町2番2号

電話 (048)222-6188

○川口市立南平幼稚園

〒332-0003 川口市東領家1丁目16番19号

電話 (048)224-7890

○加須市立加須幼稚園

〒347-0064 加須市東栄1丁目4番3号

電話 (0480)61-2602

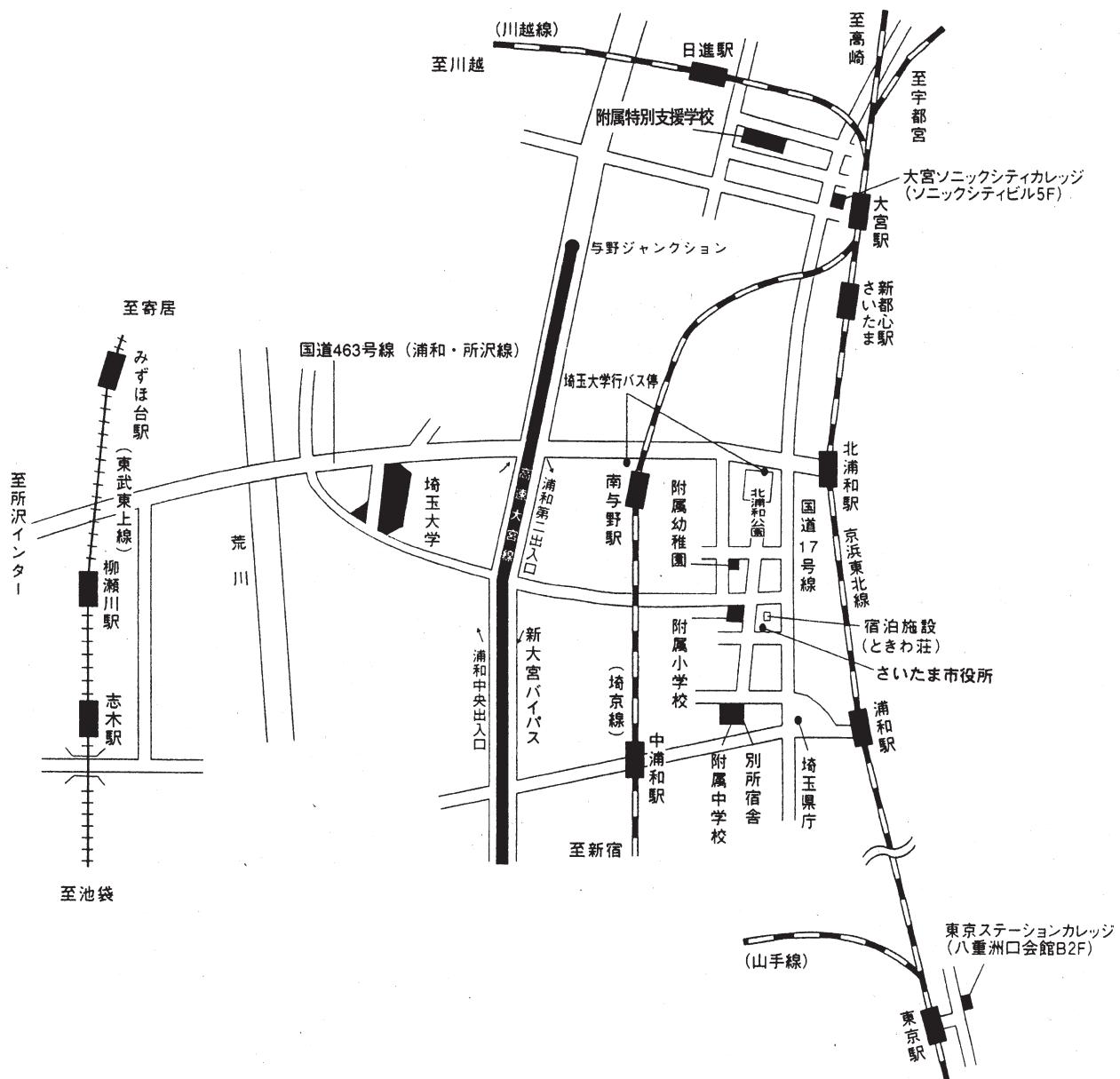
○加須市立大桑幼稚園

〒347-0015 加須市南大桑3388番地1

電話 (0480)65-0097

※ 上記の協力園は平成30年度現在

埼玉大学教育学部および附属施設配置図



【執筆者一覧】

<埼玉大学教育学部>

岩川直樹 首簾敏元 林信二郎 小田倉 泉

<附属幼稚園担当教諭>

小谷宣路

【改訂版作成】

<埼玉大学教育学部>

乳幼児教育講座

2019年度埼玉大学教育学部教育実習委員会

<附属幼稚園>

平成8年5月25日 第一版発行
平成12年3月31日 第二改訂版発行
平成13年3月31日 第三改訂版発行
平成18年3月31日 第四改訂版発行
平成19年3月31日 第五改訂版発行
平成25年3月31日 第六改訂版発行
平成28年12月26日 第七改訂版発行
平成30年3月31日 第八改訂版発行
令和2年4月1日 第九改訂版発行

<発行> 埼玉大学教育学部
「教育実習の手引き」編集委員会
さいたま市桜区下大久保255番地
電話 048-858-3144

<印刷> 株式会社コームラ
〒501-2517
岐阜県岐阜市三輪ぶりんとぴあ3
電話 058(229)5858(代)